

「特定技能」まるわかり

飲食料良品製造業

Guidable



この資料でわかること

✓ 在留資格「特定技能」とは何か

✓ 飲食料品製造業における特定技能外国人採用について



「特定技能」とは？

- どういう制度？
- どんな外国人？



特定技能とは？

国内で人材を確保することが困難な産業上の分野において、
**一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を
受け入れる事を目的とする制度**

対応業種16分野

建設、介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、自動車運送業、鉄道、林業
造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、**飲食料品製造業**、外食業
木材産業

※2号は介護、鉄道、木材産業、自動車運送業、林業を除く



特定技能を持つ外国人はどんな人？

特定技能1号

特定技能2号

受け入れ期間又は登録支援期間による支援

支援対象

出入国在留管理庁、「1号特定技能外国人支援・登録支援機関について」、
<https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/supportssw.html>

支援対象外

在留期間

最大5年

永住が可能

※在留期間の更新をする必要がある

家族帯同

原則不可

要件を満たせば可能
(配偶者、子)

日本語水準

業務に必要な日本語力を
試験等で確認

※技能実習2号を良好に修了したものは免除

試験等での確認不要

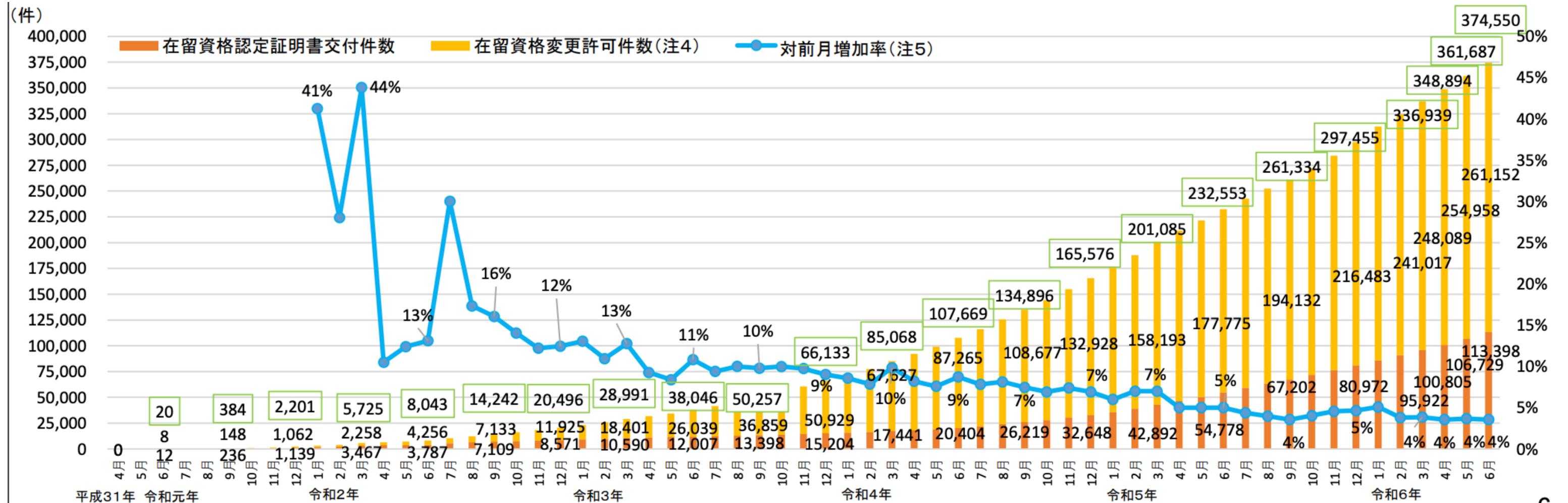
技能水準

試験等で確認

※技能実習2号を良好に修了したものは免除

試験等で確認

特定技能人材の動向



•2019年（平成31年）4月に受け入れが可能になって以降、右肩上がりで在留資格「特定技能」の在留外国人は増えている事がわかる。



今後も「特定技能」の
在留者が増える理由

- ① 育成就労制度の施行により、特定技能1号を目指す人の増加が見込まれる
- ② 特定技能2号で受け入れ可能分野が拡大（自動車運送業、鉄道、林業、木材産業）
- ③ 政府が2024年度からの5年間で受け入れ枠を82万人に拡大

「特定技能」制度と人材の特徴①

-外国人が特定技能外国人になるルートは次の2つがあります。※今回は日本国内に在留している外国人に限定します。

ルート1 技能実習**未経験者**

※留学生など



試験（技能・日本語）に**合格**

ルート2 技能実習等**経験者**

試験（技能・日本語）は**免除**

約73%
はこちら

求人募集に直接申し込む/ハローワーク・民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

【受け入れ機関との雇用契約締結】
受け入れ機関が実施する事前ガイダンス等健康診断の受診

在留資格変更許可申請 ※原則本人が申請



審査（地方出入国在留管理局による）
在留資格変更許可&在留カード交付

就労開始



試験の要件

日本語テスト(JLPT4級の合格)
→<https://www.jlpt.jp/>

技能テスト
(特定技能総合支援サイト)
→<https://www.ssw.go.jp/about/ssw/#headline-1604991082>

「特定技能」制度と人材の特徴②

- ①現場で即戦力として働いてもらえる
- ②若年層の労働力を確保できる
- ③フルタイムで働いてもらえる
- ④日本語でのコミュニケーションができる
- ⑤技能実習を経験した労働者は日本での生活に馴染みがある
- ⑥特定技能2号であれば、在留期限を更新する限り事実上の永住が可能になる

飲食料品製造業における 特定技能について

- できる業務は？
- 日本語レベルは？

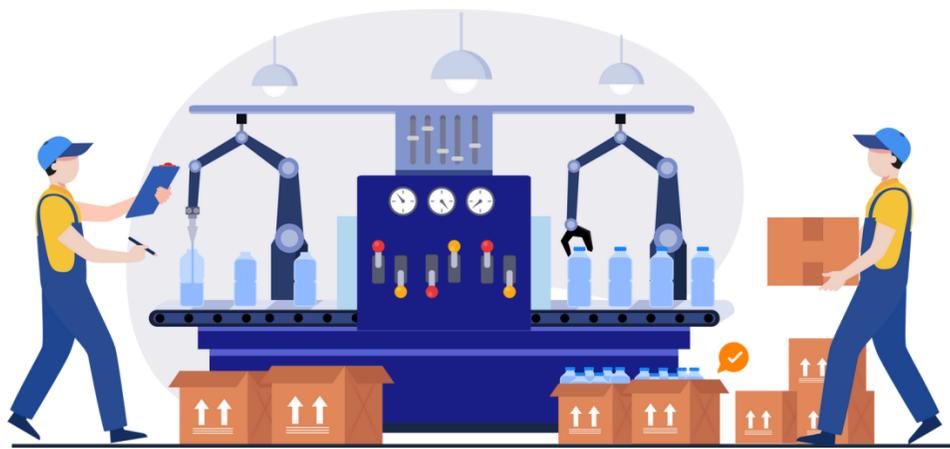


飲食料品製造業

仕事内容

飲食料品製造業全般

- 飲食料品の製造
 - 飲食料品の加工
 - 安全衛生の確保
- etc.

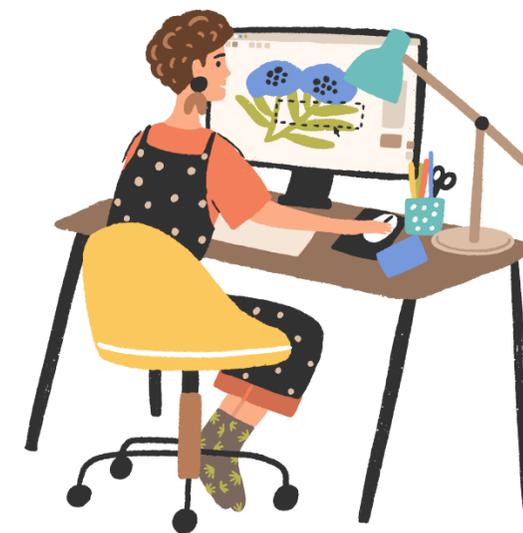


日常会話にほぼ
問題がないレベル

必要な試験

日本語能力試験 + 技能水準

- 「国際交流基金日本語基礎テスト」 / 「日本語能力試験 (N4以上)」
- 「飲食料品製造業技能測定試験」

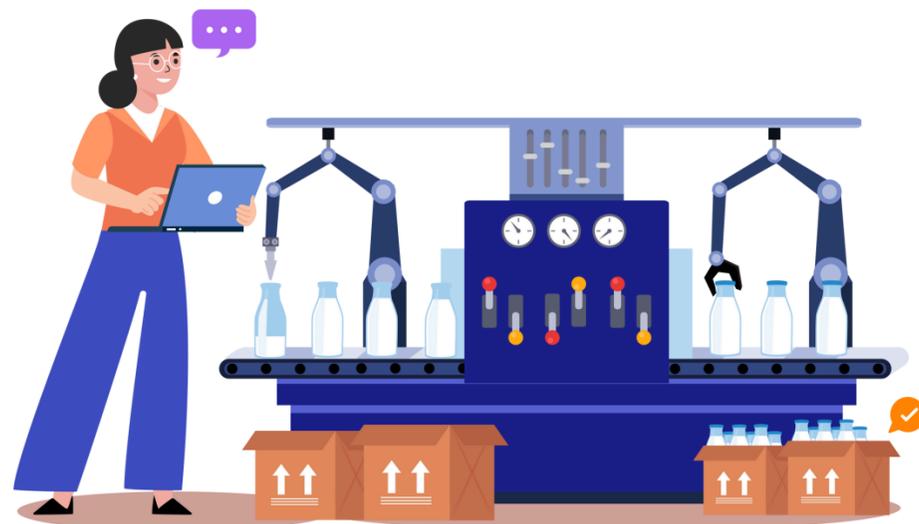


飲食料製造業

対象事業

飲食料製造業全般（直接雇用のみ）

- ・ 食料品製造業
 - ・ 清涼飲料製造業
 - ・ 菓子小売業
- etc.



必要な書類

申請時に提出する書類

- ・ 特定技能試験の合格証明書
 - ・ 食品産業協議会の構成員であることの証明書
- etc.



飲食料製造業 - 就業開始までの流れ

● 雇用契約締結

● 食品産業特定技能協議会に入会

● 申請書類収集

● 入国管理局への申請

● 入国準備

● 就業開始



特定技能外国人に行う義務的支援

1. 事前ガイダンス
2. 出入国する際の送迎
3. 住居確保・生活に必要な契約支援
4. 生活オリエンテーション
5. 公的手続き等への同行
6. 日本語学習の機会の提供
7. 相談・苦情への対応
8. 日本人との交流促進
9. 転職支援
10. 定期的な面談・行政機関への通報

登録支援機関に
委託が可能！

特定技能の受け入れ費用相場まとめ

採用に関わる費用	人材紹介手数料	約30~60万	送り出し機関への手数料含む
特定技能外国人在留資格申請、 支援による費用	在留資格申請	約10~20万	在留資格申請や支援業務を 委託する場合
	在留期間更新の申請	約3~6万	
	義務的支援委託	約2~4万	
特定技能外国人本人に 支払う費用	入国時の渡航費用 ^{*1}	約5~10万	^{*1} 本人負担でも可
	住居の準備費用 ^{*1}	—	
	給与・福利厚生	— ^{*2}	^{*2} 同じ業務を行う日本人と 同等又はそれ以上に設定
	健康診断費用	1万程度	

Guidable特定技能とは…特定技能外国人と日本企業をマッチング

費用は成果報酬型なので、特定技能労働者が採用できるまで費用が一切かかりません！

現地の
送り出し機関



特定技能
外国人

登録

応募

マッチング



掲載

採用

日本の
受入企業様



お問い合わせはこちらへ↓

<https://tokuteiginou.guidable.co/>

会社概要

会社名 Guidable株式会社

住所 東京都新宿区西新宿3丁目7-30 フロンティアアグラン西新宿901

代表取締役 田邊政喜

事業内容 外国人向けメディア運営 『Guidable Japan』

外国人特化 HR事業 『Guidable Jobs』

外国人マーケティング 『Guidable Marketing』

HP <https://guidable.co.jp/>

